

## 1. 調査目的

詳細環境調査は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（1973年法律第117号）（以下「化審法」という。）の優先評価化学物質のリスク評価等を行うため、一般環境中における全国的なばく露評価について検討するための資料とすることを目的としている。

## 2. 調査対象物質

2020年度の詳細環境調査においては、7物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質 調査 番号	調査対象物質	化審法指定区分 <sup>注1</sup>		化管法指定区分 <sup>注2,3</sup>			調査媒体		
		改正前	改正後	2000年～	2008年～	2021年～	水 質	底 質	生 物
[1]	アニリン	第二種監視	優先評価	第一種 15	第一種 18	第一種 20	○		
[2]	[(3-アルカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート類 (アルカンアミドの炭素数が 10、12、14、16 又は 18 で、直鎖型のもの) 及び(Z)-{3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル}(ジメチル)アンモニオ}アセタート		優先評価			第一種 35			
	[2-1] [(3-デカンアミド-プロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート						○	○	
	[2-2] [(3-ドデカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート						○	○	
	[2-3] [(3-テトラデカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート						○	○	
	[2-4] [(3-ヘキサデカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート						○	○	
	[2-5] [(3-オクタデカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート						○	○	
	[2-6] (Z)-{3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル}(ジメチル)アンモニオ}アセタート						○	○	
[3]	環状ポリジメチルシロキサン類								
	[3-1] オクタメチルシクロテトラシロキサン		監視			第一種 96	○ 注4		○
	[3-2] デカメチルシクロペンタシロキサン						○ 注4		○
	[3-3] ドデカメチルシクロヘキサシロキサン		監視				○ 注4		○
[4]	二硫化炭素	第二種監視	優先評価	第一種 241	第一種 318	第一種 361	○		
[5]	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛) (別名:ポリカーバメート)	第三種監視	優先評価	第一種 250	第一種 329	第一種 371			
	[5-1] N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)							○	
	[5-2] N,N-ジメチルジチオカルバミン酸							○	